

子どもの進路選択支援事業について

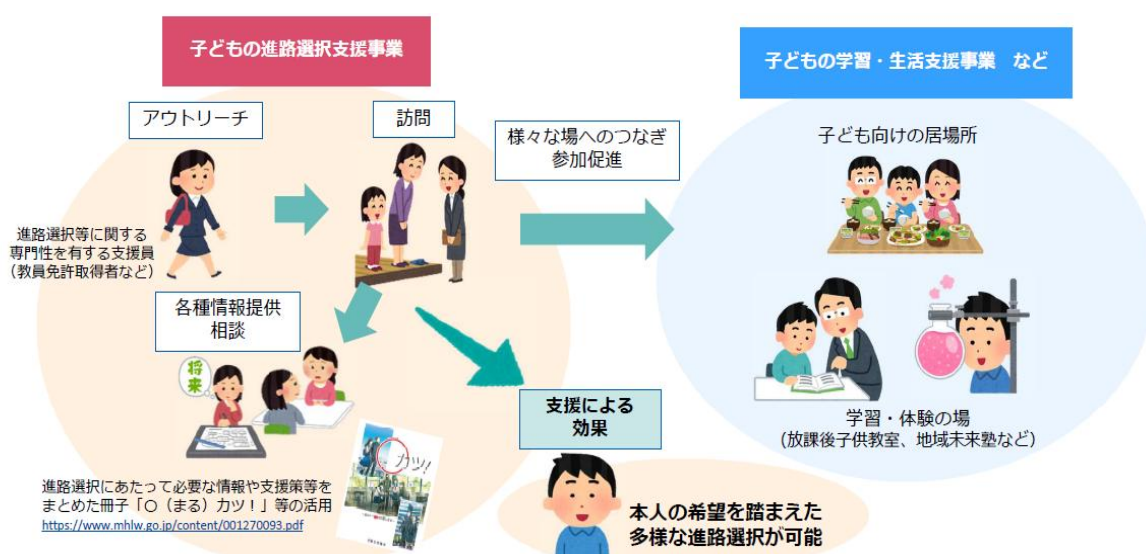
船橋市 生活支援課

事業概要

貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護受給世帯の子どもが、「自分らしく生きる」ことができるように、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る事業です。

家庭環境等の事情により自分の将来について考える機会が少ない子どもに対して、家庭訪問等により「学習・生活環境の改善」、「進路選択等に関する相談・助言」などを行います。生活保護ケースワーカーと連携して支援を行います。

今年度は、中学生、高校生を対象として支援を行います。



出典元 厚生労働省社会・援護局関係主幹課長会議資料(令和7年3月)より

応募にあたって

- 本事業は、令和8年度から行う新規事業です。
- 今までも、生活保護ケースワーカーが、「将来の生き方や進路に関する情報」を対象となる世帯に提供していますが、生活保護ケースワーカーが家庭訪問を行う日中の時間帯では、中学生や高校生の子どもたちに会うことは難しく、保護者を通しての意思確認・情報提供となっていました。

- 生活環境などにより、「大人になったらどんな仕事をしたいのか」、そのためには「どんな勉強をしたら良いのか」などを自分でイメージし、行動につなげることが難しい状況にある中学生や高校生がいます。
- また、高校卒業後の進路では、正しい情報を得て、適切な制度を利用することができれば進学することができるのに、自分が進学することで家庭に入る生活保護費が減少してしまうこと(子どもと親の世帯を分離するため、親の世帯の生活保護費が減額となること)を気にして、自分の希望する進路を選ばない子どももいます。
- そこで、「支援員」と生活保護ケースワーカーが連携して支援することにより、夕方等の子どもが学校から帰宅した時間帯に家庭を訪問し、潜在的に「生活保護」に縛られている子どもに対して「心理的アプローチ」により、「将来は色々な生き方があること」、「どんな生き方をするかは自分で選ぶことができること」、「自分のやりたいことを目指して頑張ることができること(家族に迷惑をかけるわけではないこと)」などを伝えながら、それぞれの子どもの中にある「やりたいこと」、「将来の夢」など『将来へのやる気』を引き出していきたいと考えています。
- 子どもと保護者に対し、家庭訪問などを通じて、子ども・保護者と信頼関係を築きながら、
 - ▶ 進学・奨学金・職場体験などに関する情報の提供
 - ▶ 生活保護制度で利用できる支援の説明
 - ▶ 船橋市の学習支援事業(中学生対象)への参加支援
 - ▶ 船橋市の学習・キャリアサポート「Bridge」(高校生対象)への参加支援
 - ▶ 大学等主催のオープンキャンパスやイベント等の情報提供・同行支援
 - ▶ 在学中の学校等との連携などを行うことにより、安心して将来を考え、自立に向かうことができるよう、「支援員」を中心として、市として支援体制を構築します。

- 子ども・保護者への「支援方針」は、「支援員」、生活保護ケースワーカー、管理・監督職が参加する支援会議にて決定し、「チーム」で支援をしていきます。随時、状況報告や進捗管理を行います。
- また、在学中の学校や、学習支援事業者などとの情報交換など、関係機関とも連携して支援します。
- このように、支援は「チーム」で行いますので、子どもの進路選択に関わった経験が無くても問題はありません。
- 事業の内容と趣旨を理解し、本事業に携わってくださる方のご応募をお待ちしています。

FAQ

1. 業務内容について

Q1) 業務内容は何をやるのでしょうか？

A1) 家庭訪問などから、その子どもの状況を把握し、進学・就職等の進路選択に必要な情報の提供や助言、そして不安の軽減やケアを行います。

Q2) 業務内容に学習環境の改善とありますが、子どもに勉強を教えたりするのですか？

A2) 実際の勉強については、市が実施している学習支援事業等で個別指導等を行っていますので、必要に応じて参加勧奨を行っていただきます。

Q3) 生活保護制度について詳しくないですが本業務を行うことは可能ですか？

A3) 生活保護制度に関する支援は生活保護ケースワーカーが行います。「支援員」には、子どもが進学や就職への意欲を高めるための「心理的アプローチ」を求めています。なお、活用できる福祉制度を理解していた方が、本事業における支援もスムーズになるため、採用後に、生活保護制度等に関する研修を行う予定です。

Q4) 子どもの進路選択支援に関する職務経験は無いですが、本業務を行うことは可能ですか？

A4) 可能です。本事業は、様々な生活環境から進路、将来を考えることが難しい状況にある子どもに対して、心理的アプローチでやりたいことなどを引き出し、将来を考えることができるような支援をしていただきます。その支援の際には、必要に応じて学校の先生やスクールカウンセラー等との情報共有や連携を図り、また、保護者への支援は、生活保護ケースワーカーと一緒に、保護者と面談などを行います。

本事業は、生活保護ケースワーカーをはじめ、関係機関とも連携しながら「チーム」として取り組みますので、経験がなくても可能です。

また、定期的な支援会議を予定しています。支援方針も生活保護ケースワーカーや、スーパーバイザーなどとともに協議のうえ決定します。支援員が相談できる体制も整えています。

Q5) 家庭訪問以外に業務としてどのようなことをするのですか？

A5) 子どもや保護者との面談の記録作成や、支援会議の会議資料の作成があります。生活保護ケースワーカーと一緒に協力しながら作成しますので、エクセルやワードなどパソコン操作があります。支援員用の事務机、パソコン等を生活支援課内に設置しますので、自席で事務作業を行っていただきます。

また、必要に応じて、学校等との関係機関との連絡調整や情報共有を行います（関係機関との会議日程の調整などは生活保護ケースワーカーが行います。）。

さらに、子どもの希望に合う学校等を紹介したり、オープンキャンパス等への同行支援も行います。

Q6) オープンキャンパス等の情報などは、どのような方法で取得するのですか？

A6) 子どもの支援に必要な情報等は、すでに市でも情報収集を行っていますが、それぞれの子どもが希望したり、興味のある分野を踏まえ、生活保護ケースワ

カーと協力して「支援員」にもインターネット検索や関係機関への聞き取り等で情報を収集していただきます。

2. 家庭訪問について

Q7) 家庭訪問は支援員が一人で行くのですか？

A7) 子どもや保護者との関係性を築くまでは、生活保護ケースワーカーが同行します。また、夜間訪問時もケースワーカーが同行します。なお、基本的に自宅等からの直行直帰はなく、職場から出発し訪問後は戻ってきていただきます。

Q8) 訪問時はどのような手段で行けばよいですか？

A8) 公共交通機関のほか、公用車や公用自転車の利用が可能です。

Q9) 家庭訪問は子どもとだけ面談するのですか？それとも保護者とも面談するのですか？

A9) 子どもの進路選択を支援していく上で、保護者の理解も必要となりますので、保護者との面談も行います。また、子ども・保護者との三者での面談も予定しています。

Q10) 子どもとの面談は家庭訪問時だけですか？

A10) 面談の内容、子どもや保護者の状況などに応じて、自宅のほか、在学中の学校、近所の公民館等の公共施設でも行う場合があります。

3. 応募資格について

Q11) 公認心理師以外の職種でも応募が可能ですか？

A11) 本業務は、心理的アプローチを活用して、子どもや保護者に寄り添った支援を行うことを目的としており、募集要項に記載のとおり、心理学の科目を履修し、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士等の資格を有する方を募集しています。

4. 勤務条件について

Q12) 勤務日と勤務時間について教えてください。

A12) 勤務日は、月曜日から金曜日まで(祝休日、年末年始を除く)のうち3日です(シフト制)。勤務時間は、9時から19時の間(休憩60分)で実働6時間勤務(シフト制)です。家庭訪問を行う時間は、子どもが学校から帰宅後となりますので、夕方以降が多いと想定しています。

Q13) 休日出勤はありますか？

A13) オープンキャンパスへの同行支援などを行う場合は、状況によって、休日出勤もあります。